

本セクションでは9つの質問に回答することにより遺伝子組換え樹種に関するリスクが特定できる。質問に回答した後、表を完成させること。

管理木材カテゴリー5：遺伝子組換え樹種が植えられている森林の伐採				
FSC PRO-60-002a 5.1項、 現在パブコメ募集中	リスクに関する記述。リスク判断の際の閾値。 リスク判断の正当性： 下記の質問に基づく。 リスク評価の際に検討されたことを記述	情報源 (ウェブサイトアドレス、ニュース記事、法律、条例等)	「specified risk」または「low risk」	Specified riskに関しては、リスク低減措置と、措置が実行されていることを確認できる根拠
遺伝子組換え樹種の商業的な利用はされていない。(また今後5年間される見込みはない)	日本では遺伝子組換え生物の使用は法律により禁止されているわけではないが、法律により管理され、商業的な利用のためには事前の承認が必要である。遺伝子組換え生物(樹種)に係る法令は、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年6月18日法律第97号)」が該当する。商業的利用に関しては生物多様性等に影響を及ぼさない旨の証明を付け、主務大臣の許可を得ることとなっている。 林業種苗等における遺伝子組換え実験(低・無花粉症対策等)は行っているものの、未だ実用化には至っていない。したがって、遺伝子組換え樹種を未許可のまま使用している事例はなく、商業的利用もない。	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年6月18日法律第97号) 最終改正：平成25年12月13日法律第103号；「 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15HO097.html 」 林業種苗法 (昭和45年5月22日法律第89号) 最終改正：平成19年3月30日法律第8号；「 http://hourei.hounavi.jp/hourei/S45/S45H0089.php 」 森林総合研究所は、2013年3月21日に遺伝子組換え技術を使って花粉ができないスギを開発したと発表した。今後10年以上かけて効果と安全性を検証し、実用化を目指す。「 http://www.nikkei.com/article/DGXNASDG2104O_R20C13A3CR8000/ 」	low risk	

遺伝子組換え受取に関する質問	回答	情報源 (ウェブサイトアドレス、ニュース記事、法律、条例等)
1 遺伝子組換え生物(樹種)に係る法令はあるか。	ある(同右)。	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年6月18日法律第97号) 最終改正：平成25年12月13日法律第103号；「 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15HO097.html 」、同上法律の目的は「この法律は、国際的に協力して生物の多様性の確保を図るため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講ずることにより生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書(以下「議定書」という。)の的確かつ円滑な実施を確保し、もって人類の福祉に貢献するとともに現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。」と記載されている。 林業種苗法 (昭和45年5月22日法律第89号) 最終改正：平成19年3月30日法律第8号
2 該当する法令は遺伝子組換え生物(樹種)の商業的な利用を禁止しているか。	商業的利用に関しては生物多様性等に影響を及ぼさない旨の証明を付け、主務大臣の許可を得ることとなっている。ただし、林業種苗等における遺伝子組換え実験(低・無花粉症対策等)は行っているものの、未だ実用化には至っていない。	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の第4条 に、「遺伝子組換え生物等を作成し又は輸入して第一種使用等をしようとする者その他の遺伝子組換え生物等の第一種使用等をしようとする者は、遺伝子組換え生物等の種類ごとにその第一種使用等に関する規程(以下「第一種使用規程」という。)を定め、これにつき主務大臣の承認を受

3	遺伝子組み換え樹種を未許可のまま使用している事例が知られているか。	同上。使用していない。	カルタヘナ法に基づき承認・確認した遺伝子組換え生物のリストには林業用樹種は含まれていず、ギンドロのみ圃場での第1種試験が行われているにすぎない。
4	国内で遺伝子組換え樹種の商業的利用があるか。	同上。使用していない。	同上
5	国内で遺伝子組換え樹種の試験は行われているか。	独立法人森林総合研究所で開発試験中。実用化は10年後の見通し。	カルタヘナ法に基づき承認・確認した遺伝子組換え生物のリストには林業用樹種は含まれていず、ギンドロのみ圃場での第1種試験が行われている。また、森林総合研究所は、2013年3月21日に遺伝子組み換え技術を使って花粉ができないスギを開発した、と発表した。花粉の発達に欠かせない細胞層を破壊する遺伝子をスギの培養細胞に導入してつくった。今後10年以上かけて効果と安全性を検証し、実用化を目指す。(行政独立法人森林総合研究所、2013.3.21 (http://www.nikkei.com/article/DGXNASDG21040_R20C13A3CR8000/))
6	遺伝子組み換え樹種の商業的利用のためにはライセンスが必要か。	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年6月18日法律第97号)によると主務大臣の許可が必要。	同上2に記載。
7	遺伝子組み換え樹種の商業的利用にライセンスが必要な場合、すでにライセンスを取得している事例が存在するか。(ある場合は、地域、樹種、取得者を明記)	N/A	—
8	商業的に利用されている遺伝子組換え樹種は何か。	N/A	—
9	遺伝子組み換え樹種の使用されているFMUを明確に特定できるか。	N/A	—